

岩手県社会福祉審議会運営規程の一部を改正する規程要綱

第 1 改正の趣旨

児童福祉法の一部が改正されたことにより、同法第 35 条第 6 項において、保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされたことに伴い、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議することとするため、規定の一部を改正しようとするものである。

第 2 改正の内容

岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の設置目的として、児童福祉法第 35 条第 6 項に係る事項の審議を行うことを追加する。(第 2 条第 4 項)

第 3 施行期日

平成 年 月 日から施行すること。

岩手県社会福祉審議会運営規程の一部を改正する規程

岩手県社会福祉審議会運営規程（昭和 38 年 12 月 12 日制定）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（専門分科会）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定については、身体障害者福祉専門分科会の決議をもって、児童福祉法施行令第 29 条の規定による里親の認定については、児童福祉専門分科会の決議をもってそれぞれ審議会の決議とする。</p>	<p style="text-align: center;">（専門分科会）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定については、身体障害者福祉専門分科会の決議をもって、<u>児童福祉法第 35 条第 6 項の規定による保育所の設置の認可及び児童福祉法施行令第 29 条の規定による</u>里親の認定については、児童福祉専門分科会の決議をもってそれぞれ審議会の決議とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。